医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令をここに公布する。

御名御璽

令和七年十月十七日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百五十四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令

内閣は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十七号）附則第十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

（指定濫用防止医薬品の指定に関する準備行為）

第一条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）第一条の規定（改正法附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。次条において同じ。）による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）（次条において「新法」という。）第三十六条の十一第一項に規定する指定濫用防止医薬品の指定については、厚生労働大臣は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前においても、薬事審議会の意見を聴くことができる。

（動物用医薬品等の条件付承認に関する経過措置）

第二条　改正法第一条の規定による改正前の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「旧法」という。）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される旧法（以下「読替後旧法」という。）第十四条第五項（同条第十五項（旧法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）及び旧法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）又は第二十三条の二の五第五項（同条第十五項（旧法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）及び旧法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき臨床試験の試験成績に関する資料の一部の添付を要しないこととされた動物用医薬品等（専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品又は医療機器をいう。以下同じ。）であって、読替後旧法第十四条、第十九条の二、第二十三条の二の五又は第二十三条の二の十七の承認を受けたもの（改正法附則第十二条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定によりなお従前の例によることとされたこれらの規定の承認を受けたものを含む。）に係る読替後旧法第十四条第十二項（同条第十五項（旧法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）及び旧法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）又は第二十三条の二の五第十二項（同条第十五項（旧法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）及び旧法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件及び読替後旧法第十四条第十三項（同条第十五項（旧法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）及び旧法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）又は第二十三条の二の五第十三項（同条第十五項（旧法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）及び旧法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき農林水産大臣が行う動物用医薬品等の品質、有効性及び安全性に関する調査その他の措置については、新法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される新法第十四条の二の二（新法第十九条の二第五項及び第六項において準用する場合を含む。）又は第二十三条の二の六の二（新法第二十三条の二の十七第五項及び第六項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月一日）から施行する。

厚生労働大臣　福岡　資麿
農林水産大臣　小泉進次郎
内閣総理大臣　石破　茂

国民年金法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和七年十月十七日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百五十五号

国民年金法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第三十六条の三第二項、第九十条の二第五項及び第九十条の三第三項、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第十三条、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第十条及び第二十三条（同法第二十六条の五及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第九十七条第二項において準用する場合を含む。）、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）第十一条、年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）第十五条第三項及び第二十条第三項並びに昭和六十年改正法附則第三十二条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第一条の規定による改正前の国民年金法（以下「旧国民年金法」という。）第七十九条の二第五項において準用する旧国民年金法第六十六条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民年金法施行令等の一部改正）

第一条　次に掲げる政令の規定中「又は第十号の二」を「、第十号の二又は第十二号」に、「又は配偶者特別控除額」を「、配偶者特別控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

一　国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第六条の二第二項第一号及び第六条の十二第二項第一号

二　児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）第四条第二項第一号

三　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和五十年政令第二百七号）第五条第二項第一号

四　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令（平成十七年政令第五十六号）第四条第二項第一号

五　年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令（平成三十年政令第三百六十四号）第十条第二項第一号

（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第二条　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第二項の表第六条の二第二項第一号の項中「若しくは第十号の二」を「、第十号の二若しくは第十二号」に、「若しくは配偶者特別控除額」を「、配偶者特別控除額若しくは特定親族特別控除額」に改める。